

石狩市個別排水処理施設整備事業について

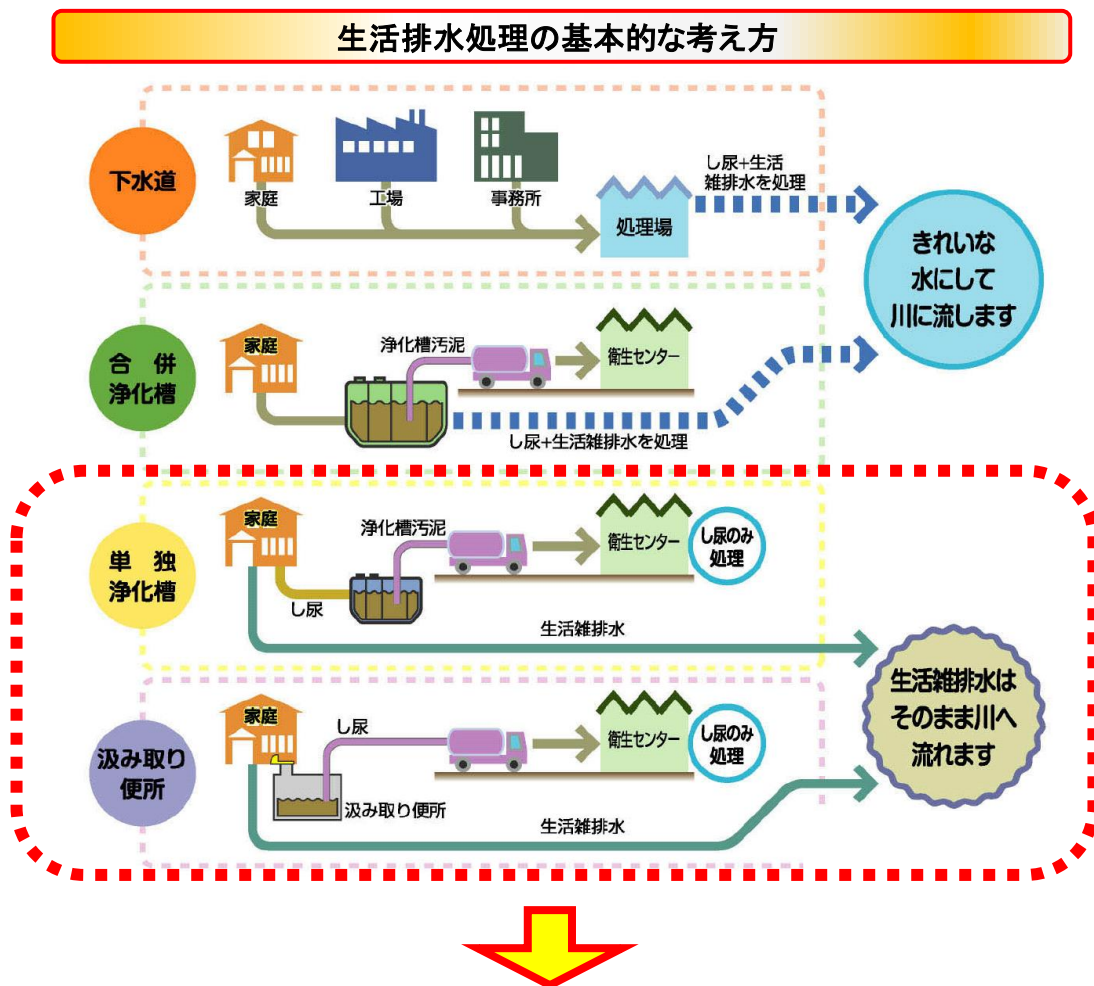
(合併処理浄化槽による水洗化)

合併処理浄化槽の設置希望者を募集します。

石狩市では、下水道計画区域外において、合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水の適切処理を進めております。また、単独処理浄化槽を設置している家屋は、生活雑排水の処理を進めるため合併処理浄化槽への転換を啓発しております。

生活排水とは・・・

「生活排水」とは、し尿、台所排水、洗濯排水、浴室排水などの生活の中から排出される排水をいいます。このうち、し尿を除くものは「生活雑排水」といいます。



公共水域の汚濁防止及び水洗化による生活環境の改善のために**合併処理浄化槽**設置のご協力をお願いいたします。

設置条件

○浄化槽の設置希望者。

(単独処理浄化槽(トイレのみ処理)から合併処理浄化槽への転換および、自ら設置した浄化槽を自費で撤去した場合も受け付けます。)

○浄化槽設置住所に定住すること。

○対象区域は、下水道全体計画区域外であること。【対象区域図参照】

○処理水の放流先があること。

(放流管が自己所有以外の土地を通過する場合は、利害関係者からの承諾書が必要です。)

○設置場所の土地を市に無償で貸与すること。

○設置スペースがあること。【参考図①参照】

(工事車両が通行できない場合や住宅に接近する場合は設置が出来ない場合があります。)

○浄化槽法、建築基準法、その他関係法令に違反していないこと。

○施設の設置から6カ月以内に排水設備等の検査を受けること。

○家屋の延べ床面積が50㎡以上であり、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設があること。

○家屋の主な用途が個人の住宅で、申請者は家屋所有者であること。

○排水設備等確認申請書を提出すること。(石狩市排水設備指定業者)

○排水設備の工事については、石狩市排水設備指定業者が施工すること。

○点検業者が敷地内に立ち入ることを承諾していただけること。

(浄化槽の保守点検を年3回行います。)

○支障物件(樹木、庭石等)については、申請者負担で撤去すること。

※下記の場合は設置できません。

○市が設置した浄化槽を更新する場合。

○事業所または別荘。

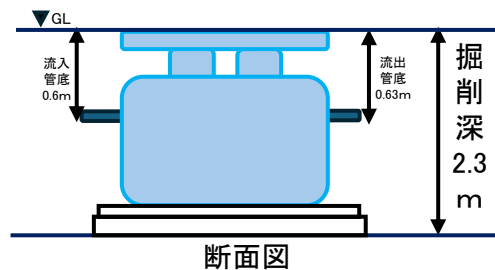
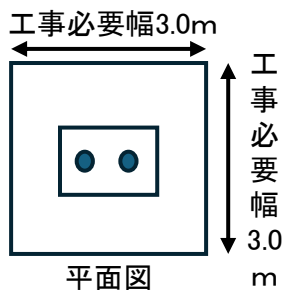
○販売または主に収益を目的とした建物。

(法人・団体が所有する建物、改築をする建物)

対象区域図



参考図①(設置スペース5人槽)



申込期間

令和8年4月1日(水)～5月8日(金)

○希望者多数の場合は抽選とさせていただきます。

○設置予定基数に満たない場合は7月6日(月)まで随時先着で受け付けます。

浄化槽設置予定日

令和8年9月から11月頃設置予定

※追加応募の場合は、令和8年9月下旬から11月下旬設置予定

費用について 【 総額 60 ～ 185 万円程度 + 月額料金 】(放流ポンプ含む)

● 月額料金 約5千円程度【 使用料 + 電気代 】

○使用料……個別排水処理施設の使用料金

浄化槽等の設置完了後、使用開始すると使用料金を納付していただきます。

本使用料は市が行う浄化槽の維持管理費に充てられます。

○電気代……浄化槽用ブロー(送風機)の電気代

※放流ポンプを使用する場合は別途電気代がかかります。

月額使用料
(消費税は別途)

個別排水処理施設使用料	
10m3まで	1,120
11m3から30m3 [1m3につき]	137
31m3から [1m3につき]	200

条例改正による値上げの可能性があります。

● 受益者分担金 【 20 ～ 35 万円程度 】(支払方法は一括または分割10回)

浄化槽設置工事に係わる工事費に10分の1を乗じて得た額を負担していただきます。

※単独処理浄化槽からの転換は合併浄化槽設置工事に係わる工事費に20分の1を乗じて得た額を負担していただきます。

● 排水設備工事費 【 40 ～ 150 万円程度 】(放流ポンプ含む)

家屋から浄化槽まで及び浄化槽から放流先までの排水設備の工事費及び電気工事費。

※家屋から浄化槽まで及び浄化槽から放流先までの排水設備につきましては、申請者で設置・維持管理となります。

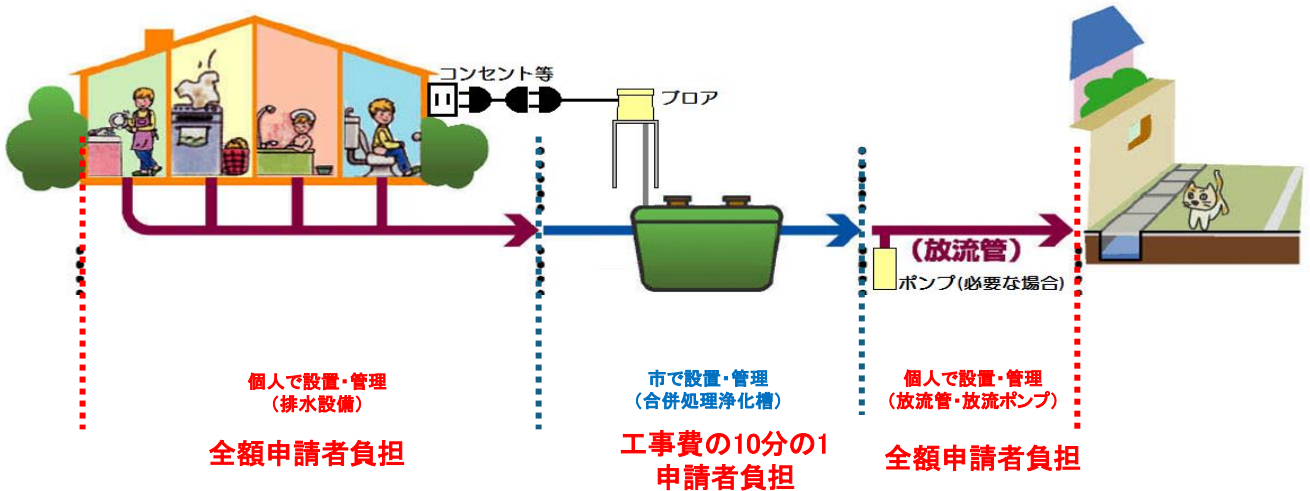
※申請者が排水設備業者と契約します。

※浄化槽より放流先のほうが高い場合、放流ポンプ(追加20万円程度)が必要になります。

※家屋の配管が浄化槽より高い場合、ピットタイプになります。

※上記金額については、参考価格です。

負担区分のイメージ



水洗トイレ改造資金

石狩市では、処理区域内の水洗トイレの普及促進を図るため、既設の汲み取り式トイレを水洗トイレ改造(台所、浴室の排水設備を含む)しようとする方で、自己資金のみでは工事費を一時的に支払うことが困難な場合に、資金の貸付をいたします。詳細につきましては、お問い合わせください。

申請書類について

○設置申請書【別記1号様式】

○承諾書【別記1号の2様式(その1)】

→申請者と土地所有者が異なる場合は追加で承諾書【別記1号の2様式(その2)】を提出。

○定住確約書【別記第1号の3様式】

○JISチェックリスト

○建築基準法に基づく「確認済証」か「検査済証」

※紛失された場合は建築住宅課にて発行できます(有料)

※「確認済証」か「検査済証」が提出できない場合は、「誓約書」に理由を記載し、提出してください。

※新築の場合は、「誓約書」に理由を記載し、提出ください。

○敷地図

→土地の地番、地積がわかる図面

○住宅平面図

→延べ床面積がわかる図面、

○見積書

・見積内容(石狩市排水設備指定業者に依頼すること)

1.浄化槽までの排水設備と処理浄化槽から放流先までの費用(舗装等の復旧費含む)

2.ブロアを使用するための電気工事費

3.放流ポンプの有無

→必要な場合、放流先の高さ

※浄化槽への流入管底はGL-600mm、流出管底はGL-630mmです。

●住宅の売買契約書または請負契約書の写し(申請時に個別排水処理施設の設置場所と異なる住所の方)

○同意書

●住民票(申請時に個別排水処理施設の設置場所と異なる住所の方)

※使用開始までに個別排水処理施設の設置場所に住所を有し、それが確認できる住民票)

新築の場合で、確認申請のために浄化槽設置届出書の作成が必要な方は、

本事業の募集期間終了後より2週間程度で作成します。(希望者多数の場合、抽選となるため)

また、上記の書類の他に平面図と配管図(放流先の高さ)を提出してください。

石狩市排水設備指定業者について

「石狩管工事業協同組合(TEL 73-8658)」にお問い合わせいただくか、

石狩市ホームページ(<https://www.city.ishikari.hokkaido.jp/kurashi/suido/1005214/1005686/1002715.html>)

でご覧になれます。

お問い合わせ

石狩市役所 下水道課

〒061-3292 石狩市花川北6条1丁目30-2

TEL:0133-72-3176 FAX:0133-75-2278